

ISO 14001:2026 審査員向けブリーフィングノート

1. はじめに

ISO 14001 の第4版は、2026年4月に発行される予定です。本ブリーフィングノートは、環境マネジメントシステム (EMS) 審査員向けに、主な変更点の概要を説明し、続いて箇条ごとの評価と、新しい要求事項に基づいて審査を行う際に考慮すべき影響について、解説します。

本文書は、2026年版規格の最終草案に基づいています。開発プロセスのこの時点で、技術的内容は確定しています。そのため、CQIはこの時点で改訂された規格をレビューし、主要な利害関係者への影響を判断します。

すべてのEMS審査員は、ISO 14001の2015年版が廃止される前に、2026年版規格を用いて審査を実施する能力を確保するために、何らかの形で継続的専門能力開発 (CPD) に取り組む必要があります。CQI は、このブリーフィングノートを提供するだけでなく、審査員が新しい版の規格へ移行できるよう支援するために、CQI IRCAのオンデマンドeラーニングコースも開発しました。eラーニングコース及び IRCAに登録する審査員のための移行に関する詳細は、[ウェブサイト](#)でご覧いただけます。

2. EMSを改訂した意図

ISO 14001 の 2026 年改訂版は、環境マネジメントに対する期待が大幅に高まったことを示しています。この改訂は、2015 年以降の最新の環境上の優先事項への取り組み方がどのように進化してきたかを反映し、気候変動、生物多様性、資源管理、バリューチェーンにおける責任、環境ガバナンスといった分野において、より明確な意図とより高いレベルの志、そして一層強化された重点的な取り組みを打ち出しています。

ISO 委員会は、今回の改訂を「中程度の改訂」と述べています。要求事項そのものはほとんど変わっていないように見えますが、規格の附属書では、信頼に足る環境マネジメントに今何が必要であるかという全体像を示そうとしています。加速する気候変動の影響、規制当局や投資家による監視の強化、そして多くの企業活動における透明性と説明責任への期待の高まりをより強く意識するようになった世界において、この規格が引き続き有用であり続けることを目指しています。

組織にとって、その影響は日々の業務プロセスよりも、全体的な戦略に深く関わってくるかもしれません。改訂された規格への適合を図るには、既存の環境プログラムに小さな変更を加えるだけでなく、環境状態、コンプライアンスに関する意思決定のあり方、そして全体的なガバナンス慣行について、より広い視点から検討するリーダーシップが必要となります。

2015年版の要求事項に対するEMS 固有の主な変更点は、次の事項に関連しています。

- 文書化した情報に関するより明確な要求事項
- サプライチェーンが環境に与える影響に対するより厳格な監視
- ライフサイクルの考え方による環境保護の強化
- 組織に影響を及ぼす環境状態の範囲の拡大
- 環境に対する責任をより事業に統合したアプローチの奨励

これらの要素のほとんどは ISO 14001:2015 にも含まれていました。ISO 14001:2026では、より事業プロセスに統合した環境マネジメントシステムに適合するよう、これらの要素が改訂され、強化されています。この重点事項はすべての従業員に周知され、審査員も理解する必要があります。

3. 主な変更点: ISO 14001:2015 から ISO 14001:2026 へ

用語及び定義 (箇条3) この改訂では、いくつかの用語の定義が変わりました。

(ISO 31000による)「リスク」の定義は、この規格から削除されました。「リスク及び機会」という用語は、この規格全体を通して使用されていますが、若干の変更があります。従来の定義における「脅威」という用語は「リスク」に置き換えられました。リスクは潜在的な悪影響として否定的な意味合いを持つようになりました。

「機会」という用語は、依然として起こり得る有益な影響を指します。

いくつかの用語は、標準化されたマネジメントシステムにISOが採用している「調和させる構造 (HS)」に合わせるために改訂されています。

組織の状況 (箇条4) 今回の改訂では、気候変動、持続可能性への懸念、気象、資源の利用可能性、グリーンイニシアチブなどの外部環境要因が、組織にどのような影響を与え、また組織のプロセ

ス、製品及びサービスによってどのような影響を受けるかについて、より広い視点から捉えることが求められています。これには、温室効果ガス排出、大気汚染、海洋汚染、陸域の汚染、生物多様性の持続可能性といった側面を、EMSの中でより明示的に考慮することが含まれます。追補1: 2024年に発行された2015年版の気候変動対策に関する変更点が、この改訂版に正式に組み込まれます。

箇条4.1 においては、汚染レベル、気候変動、生物多様性、生態系全体の健全性といった環境状態を、今後は外部の課題として明示的に取り扱うことが求められるようになりました。

箇条4.2 利害関係者のニーズ及び期待には、環境状態（例えば、気候変動、汚染及び生物多様性）に関連する要求事項が含まれます。これには関連する利害関係者からの気候変動に関する要求事項が含まれる場合があります。

箇条4.3 EMSの適用範囲はライフサイクルの視点を反映し、環境計画策定においてライフサイクルの考え方を積極的に適用しなければなりません。

リーダーシップ (箇条5) 今回の改訂では、環境方針の適用範囲が広がり、環境パフォーマンスに対するトップマネジメントの説明責任（実現させ、結果を説明する責任）が強化されています。これには、関連するすべての役割に対して支援する義務が含まれます。可能な順守義務として、天然資源の保全及び生態系の保護により大きな重点が置かれています。

計画 (箇条 6) 環境に関するリスク及び機会を特定し、対処するためのアプローチが強化され、環境側面、順守義務及び計画された活動との間の整合性がより明確になりました。これにより、環境パフォーマンスをマネジメントするための、より能動的で戦略的なアプローチに取り組みやすくなります。例えば、より情報に基づいた意思決定を支援するために、高度な分析技術とリアルタイムのデータ収集を活用する機会が得られるかもしれません。

6.1.1 項 一般（以前は「リスク及び機会への取組のための計画」であった）は、後続する4つの細分箇条すべてに適用されるプロセス及び文書化した情報に関する導入的な要求事項として再構成されています。

箇条 6.1.2 では、環境側面及び影響を、通常の運用、非通常の運用、緊急事態のそれぞれについて個別に評価することが求められています。

箇条 6.1.3 順守義務に関連する軽微な変更

箇条 6.1.4 リスク及び機会の特定

箇条 6.1.5 特定されたリスク及び機会に対処するための活動の計画策定

新設の箇条 6.3 では、変更の際に望ましい環境パフォーマンスを維持し、意図しない環境影響を防止することを保証するため、変更管理に構造的アプローチが導入されています。

支援 (箇条 7) 改訂された「指標」(3.4.7) の定義に「二値変数」が含まれました。このことは、改訂版は環境パフォーマンスの向上において人工知能やデータ分析を含むデジタルソリューションの役割が高まっているという認識があることを示しています。組織には、リアルタイムの監視、マネジメント及び報告にテクノロジーを活用し、効率性と説明責任を向上させることが推奨されています。

用語が標準化され、EMS 記録は文書化した情報として「入手可能/利用可能 available」でなければならないとされ、従来の「維持 maintained」及び「保持 retained」という用語に取って代わることとなりました。

箇条 7.4 (コミュニケーション) は、従業員が継続的改善に貢献するためのコミュニケーションプロセスを要求しており、外部関係者に対して透明性をもって対応することに加え、適切な文書が利用可能であることを要求しています。

運用 (箇条 8) 改訂により、説明責任は内部の運用を超えて拡大されました。組織は、サプライチェーン内のもも含め、外部から提供されるプロセス、製品及びサービスに関連する環境リスク、機会及び影響を積極的にマネジメントすることが求められています。

組織は、上流及び下流の影響を評価し、自らがどのように管理又は影響力を行使するかを定義し、これらの期待事項を明確に文書化しなければなりません。この変化により、持続可能性とリスクマネジメントに対して、より統合されたバリューチェーンアプローチが強化されます。ライフサイクルの考え方とサプライチェーンの持続可能性が一層強調されています。

実務上の観点から言えば、運用管理がもはや自社内の活動に限定されなくなったということです。また、緊急事態への準備を企業全体の環境リスク計画と整合させながら、主要な供給者やパートナーにまで拡大する必要があります。リーダーシップにとって、これはサプライチェーンの監督、レジリエンス及び環境パフォーマンスを、単なる運用上の課題からガバナンスや戦略上の優先事項へと引き上げることとなります。

緊急事態への準備が必要となる状況は、環境側面だけでなくリスク及び機会を検討する際にも特定する必要があります。そうすることで、あらゆる事態、または起こり得る緊急事態が特定され、考慮されるようになります。

パフォーマンス評価 (箇条 9) 今回の改訂では、主要な評価及びレビューの要求事項を再構成することで、パフォーマンスの監視と保証が強化されています。マネジメントレビューは、一般要求事項、インプット (検討及び分析すべき事項) とアウトプットを網羅する明確に定義された細分箇条に再編成されました。監査証跡がより明確になるとともに、単なる手順の順守ではなく、実証可能な改善に対する説明責任を強化しています。

同時に、この改訂版ではパフォーマンス評価に対する期待がより厳しくなっています。組織は、文書化した情報を用いて環境パフォーマンスと EMS の有効性を明示的に評価し、内部監査の明確な目的 (範囲と基準に加えて) を定義し、マネジメントレビューの結果が継続的改善を促す文書化された成果を確実にもたらすようにしなければなりません。これらの変更を総合すると、マネジメントレビューと監査プロセスは、単なる事務的な作業ではなく、リーダーシップとガバナンスの中核的なメカニズムへと格上げされています。

改善 (箇条 10) 環境マネジメント規格の基本原則として継続的改善は引き続き維持されています。個別の是正処置による是正よりも、体系的なパフォーマンス向上を達成することに一層の重点が置かれています。この改訂では、旧箇条 10.3 を箇条 10.1 及び 10.2 に統合することで改善の要求事項を集約し、改善が EMS に組み込まれた継続的な義務であることを強調しています。

改訂された構成は、不適合及び是正処置をマネジメントするための、より規律あるアプローチを導入しており、パフォーマンス評価やマネジメントレビューの結果と明確な関連付けを行っています。箇条 9 に基づく監視、監査やマネジメントレビューから生じた所見は、今後、継続的改善活動に反映され

ていることを実証的に示す必要があります。また、説明責任を強化するとともに、パフォーマンスに関する知見が測定可能な環境成果に確実に結びつくようにしなければなりません。

附属書 ISO 14001には、規格の利用に関する箇条ごとの手引き、参考文献、及び用語のアルファベット順索引を提供する附属書 (参考) があります。附属書A.3では、「誤った解釈を防ぐ」ために、この規格で使用されているさまざまな用語や概念の意図する意味をより明確に示しています。そこには、規格が「生態系の健全性」という言葉で何を意味しているのかについての説明も含まれています。

明確性 要求事項をより理解しやすくし、翻訳を容易にすることを目的として、規格の文言を意識的に見直す取り組みが行われました。

4. 既存の環境マネジメントシステム (EMS) に対して変更を加える必要のないこと

ISO 14001:2026 の要求事項に適合している組織は、次のことを行う必要はありません。

削除すること。 既存の管理責任者の機能を削除すること。ISO 14001には管理責任者を置くことは要求事項として定められていませんが、組織が望む場合、この役割を維持することを妨げるものではありません。ただし、トップマネジメントが従来、管理責任者に割り当ててきた責任の一部については、今後トップマネジメント自らが関与する必要があることに留意する必要があります。

廃止すること。 既存のマニュアル及び文書化した手順を廃止すること。ISO 14001では、組織がEMSマニュアルや文書化された手順を保有し、使用することは要求されていません。しかし、そうした文書がすでに整備され、必要であり、かつうまく機能しているのであれば、それを廃止する必要はありません。ただし、改訂された要求事項や新たな要求事項と整合させる必要があります。

番号付けや名称を変更すること。 改訂された箇条番号に合わせるために、既存のEMS文書の番号付けや名称を変更すること。組織は、番号付けや名称の変更を行うことを選択することはできますが、それによって得られる便益が、費やす労力を上回るかどうかの判断は各組織に委ねられています。

再構築すること。 規格に示された要求事項の順序に従ってマネジメントシステムを再構築すること。規格に含まれるすべての要求事項が満たされていれば、その組織のEMSは適合していることとなります。

刷新すること。ISO 14001に含まれる改訂された用語及び定義を使用するよう、既存の慣行を刷新すること。繰り返しになりますが、この取り組みを行う価値があるかどうかは組織が自由に判断してください。組織が、「文書化した情報」の代わりに「記録」、「外部提供者」の代わりに「供給者」など、自社独自の用語を使用する方がしっくりくるのであれば、それはまったく問題ありません。

5. 箇条ごとの評価

本書に含まれる要求事項の解釈はCQIの解釈です。

したがって、この文書は、この国際規格のもっとも信頼のおける参考情報源と見做されるべきものではありません。ISO/TC 207/SC 1 によって発行された文書のみがその目的を満たすことができます。

CQIは、著作権上の制約により、規格の文言をそのまま転載することを許可されていません。正確な文言を確認する必要がある人は、正規の供給元から規格を入手するよう手配してください。

5.1 序文

本文書のこのセクションでは、ISO 14001の各箇条の要求事項を、より理解しやすい言葉で簡潔に説明することを目的としています。

この規格は、組織が自らの環境活動、及びその活動によって影響を受ける可能性のある他者の環境活動に対して責任があることを私たちに再認識させます。この責任には、持続可能な開発を達成するために、持続可能性の3つの柱のバランスを取ることが含まれます。

EMSの採用は、組織が環境パフォーマンスを達成するための体系的な枠組みを提供し、EMSパフォーマンスを継続的に改善できるようにすることを目的としています。

ISO 14001に適合するEMSを実装することで、組織はEMSに関するリスクをマネジメントし、EMSパフォーマンスを改善する機会を活用することができるようになります。EMSマネジメントシステムは、組織が法的及びその他の順守すべき要求事項を満たすのにも役立ちます。

効果的なEMSを成功させる鍵は、すべての要員の参加と、すべての要員と経営陣の協議です。なぜなら、自らの組織において誰もが有害な影響と有益な影響の両方に寄与する可能性があるからで

す。組織のあらゆる階層のコミットメントによって、機会から利益を得ることができ、環境リスクの影響を排除または緩和することができます。

EMSの実装は、組織にとって戦略的かつ運用上の決定事項です。EMSマネジメントシステムの成功は、組織のあらゆる階層、あらゆる機能におけるリーダーシップ、コミットメント及び参加にかかっています。

これらの利点を手に入れるためには、トップマネジメントの関与が不可欠です。管理者は、EMSのリスク及び機会に効果的に対処し、EMSマネジメントを組織の事業プロセス、戦略的方向性及び意思決定に統合し、そして何よりも、健全なEMSガバナンスを組織の全体的なマネジメントシステムに組み込むという、自らの役割を認識しなければなりません。

規格の利用者は、ISO 14001を採用しても、必ずしも特定のレベルのEMSパフォーマンスが保証されるわけではないことを理解しておく必要があります。類似した活動を行う2つの組織であっても、利害関係者が異なり、外部及び内部の課題が異なり、EMSの導入開始時点のベースラインが異なり、改善を望む速度も異なる場合があります。しかし、いずれの組織も規格の要求事項に適合することができます。

この規格の箇条1から3では、その適用範囲、引用規格、用語及び定義を示し、箇条4から10では、EMSの実施及びその適合性評価において満たすべき要求事項を規定しています。箇条3の用語及び定義は概念順に配列されていますが、規格の最後にはアルファベット順の索引が用意されています。

箇条4は、EMS自体とその制約（内部及び外部の課題並びに利害関係者の要求事項）がいかなるものであるかを設定し、箇条5は、規格の枠組みに具現化されている「Plan、Do、Check、Act」（PDCA）サイクルを推進するリーダーシップのアプローチを定義しています。

箇条6から箇条10はPDCAサイクルに沿っています。その関係は次のように示すことができます。

- Plan は箇条 6 に
- Do は箇条 7 と 8 に
- Check は箇条 9 に
- (改善のための) Act は箇条 10 に

10の主要な箇条に加えて、規格の要求事項の意図を明確にするための指針を提供する補助的な附属書があります。

この規格では、次の用語が使用されています。

- a) 「しなければならない」(shall) は要求事項を示します。
- b) 「することが望ましい」(should) は推奨を示します。
- c) 「してもよい」(may) は許可を示します。
- d) 「することができる」「できる」「し得る」(can) は可能性または実現能力を示します。

a) は必須である一方、b)、c) 及び d) は利用者の判断で選択できることに留意してください。

多くの箇条では、関連する要求事項の理解や明確化のための指針として注記が付されています。これらの注記自体は要求事項ではありません。箇条3のいくつかの注記には、用語を補足する追加情報が記載されており、用語の使用に関する規程が含まれていることがあります。附属書A.3では、いくつかの用語をさらに詳しく説明しています。

規格への適合を実証することを希望する組織は、以下のいずれかを選択できます。自ら適合性を決定し自己宣言を行うこと、利害関係者に自らの適合性の確認を求め、第三者に自己宣言の審査を受けること、または独立した第三者（通常は認定された認証機関）によりEMSの認証を取得すること。

次のセクションでは、改訂前のISO 14001:2015 第3版と、ISO編集チームに提供された ISO 14001:2026 との間のすべての変更点を箇条ごとに示しており、これらは規格に適合するEMSに反映されるべきものです。

5.2 箇条1 – 3

箇条 1 適用範囲

ISO 14001:2015 にあった 3 つの「International Standard 国際規格」という文言は、「document 文書」という文言に置き換えられました。それ以外は、文言に変更はありません。

箇条 2 引用規格

引用規格はありません。

箇条 3 用語と定義

一部の用語と定義には軽微な変更が加えられましたが、これは主として、かつて上位構造 High Level Structure (HLS) として知られていた 調和させる構造 Harmonised Structure (HS) の最新版を反映するためです。ISO 31000 から引用されていた「リスク」の定義は、もはや該当しないため削除されました。その代わりに「リスク及び機会」という表現が用いられ、「リスク」とある箇所は文言が改訂されています。「プロセス」「監査」そして「指標」の定義が、若干修正されています。いくつかの定義には、明確化のために注記が追加されています。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

移行計画の一環として、審査員は、EMSの文書化された要素が体系的にレビューされ、更新された規格の意図との整合を確認していることを確認する必要があります。ギャップや曖昧な点が特定された場合、改訂された要求事項の意味合いとニュアンス（細かな文言の変更から生じるものも含めて）を理解し、対処し、効果的に実施していることを示す客観的な証拠として、文書化した情報を更新する必要があります。このアプローチは、移行プロセスを管理された形で進めるのを容易にし、移行審査やサーベイランス審査で適合を実証する明確な根拠を提供します。適合している組織は、自分たちの事業分野に適した用語を引き続き選択することができます。

5.3 箇条 4 – 10

箇条 4 組織の状況

4.1 組織及びその状況の理解

組織が内部及び外部の課題として考慮すべき環境状態の範囲が拡大され、汚染レベル、気候変動、生物多様性、そして全体的な生態系の健全性などの要素が含まれるようになりました。これらの状態は、組織の状況の中で、内部及び外部の課題のどちらにおいても、明示的に取り扱わなければならないようになりました。内部の課題とは、組織が影響を与える (affect)、または影響を及ぼす (influence) 可能性がある環境状態を指し、外部の課題とは、組織に影響を与える (affect) 可能性

がある環境状態を指します。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、ほとんどの組織がすでに環境マネジメントシステム (EMS) だけにではなく、組織全体に影響を及ぼす可能性のある内部及び外部の課題を効果的に監視していることを確認する必要があります。審査の際には、日々の運用に重点を置いてきた一部の組織に特に注意を払う必要があります。そうした組織は、より広範かつ戦略的な視点を持つことが求められるようになるためです。これには、EMS に関する検討事項が、組織の事業環境にどのように対応しているのか、また、天然資源、気候変動、生物多様性の保全、組織とそのサプライチェーンが事業を行っている生態系の健全性など、より広範な社会的、環境的課題にどのような影響を与えているかを評価することが含まれます。

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

利害関係者のニーズ及び期待は、経営層がそうすると決定した場合には、順守義務としてEMS を通じて取り組む必要があります。これには、4.1 で言及されている環境状態と、4.2 の新しい注記に概説されている環境状態が含まれます。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、利害関係者のニーズ及び期待が EMS の中で一層明確にされていること、特に計画、運用管理及びパフォーマンス評価への統合を通じて、それらが順守義務として位置づけられていることを確認する必要があります。適合性を評価する際、審査員は、細分箇条6.1.3に変更はないものの、組織の順守義務に関する文書化した情報が利用可能であり、維持され、最新の状態に保たれていること、そしてこれらの義務がEMSの中でどのように特定され、見直され、適用されているかを示す証拠があることという要求事項が強化されている点に留意しなければなりません。

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

小項目 (e) には、「その活動、製品及びサービスのライフサイクル (the lifecycle of its activities, products and services)」が含まれるようになります。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、EMS の適用範囲を決定するため、組織が管理し影響を及ぼす、組織の権限及び能力を評価する際に、ライフサイクルに関する考慮事項を明示的に扱っていることを確認する必要があります。したがって審査活動では、直接的な業務を超えて、組織が原材料調達、設計及び開発、輸送、使用、製品及びサービスの使用終了時の処理を含む上流及び下流の段階に関連する環境側面をどのように特定し、マネジメントしているかを評価しなければなりません。

審査員はまた、これらのライフサイクルに関する考慮事項がサプライチェーンのパートナーにどのように適用されているか、特に組織が調達慣行、契約上の管理、そして協働に関する取り決めをどの程度活用して環境パフォーマンスに合理的な影響を与えているかを評価する必要があります。この文脈におけるライフサイクルとは、製品やサービスが初期の構想及び開発段階から、最終的に市場から撤退するまでにたどる各段階ということです。

4.4 変更はありません。

箇条 5 リーダーシップ

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

注記は小項目 (c) の下に移動しました。

5.2 環境方針

小項目 (c) の下の注記には、コミットメントの一覧に「天然資源の保護または保全 (preservation or conservation of natural resources)」が追加されました。環境方針については、「維持される (maintained)」が「入手可能である (available)」に置き換えられました。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、環境方針が文書化した情報として入手可能であり、その中でトップマネジメントが組織の環境パフォーマンスに対するリーダーシップと説明責任を示しているかを確認しなければなりません。審査の際には、方針に示された経営者のコミットメントが、順守義務及び汚染の予防に対するものだけでなく、該当する場合には、戦略と整合したEMSの導入と継続的改善を通じて天然資源の積極的な保護及び保全に対するコミットメントを明確に表明しているかどうかに注意を払う必要があります。審査員はまた、環境方針が組織の環境に対する責任の全範囲を適切に反映しているかどうか、そしてその方針がEMSの中で効果的に伝達され、適用されているかどうかを評価しなければなりません。

ません。

5.3 変更はありません。

箇条6 計画

6.1 リスク及び機会への取組み

6.1.1 新しい6.1.5を参照しています。

6.1.2 ライフサイクルの問題について詳述した新しい注記が付されています。「潜在的な緊急事態」に関する新しい小項目 (c) が追加されています。

6.1.3 変更はありません。

6.1.4 旧6.1.1を引用した新しい箇条です。

6.1.5 旧6.1.4を引用し、新しい参照を含む新しい箇条です。

6.2 変更はありません。

6.3 新しい箇条で変更の計画策定を扱っています。明確化のための2つの注記が付されています。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、EMS の計画策定活動が、明確に定義され構造化された計画の枠組みの中で潜在的な緊急事態への対応を明示的に扱い、緊急事態のシナリオが非通常の運用状況と明確に区別されていることを確認しなければなりません。審査の際には、この区別が有効な準備及び対応の取り決めをどのように支えているか、またそれらが特定された環境側面やリスクからどのように導き出されているかに留意しなければなりません。

審査員はまた、リスク及び機会に関連する計画策定の可視性が向上しているかを評価しなければなりません。その際には組織が意図した環境成果の達成に影響を及ぼし得る要因をどのように特定し、評価し、対処しているかという点も含めて確認する必要があります。さらに、組織的又は運用上の変更に関連する計画策定については、系統的かつ管理されたアプローチが適用されていること、潜在的な環境影響が事前に評価されている証拠があること、そして変更の過程及びその後におい

ても、変更が EMS の意図した成果及び継続的改善の目的と整合した状態に維持されていることを確認するために、レビューを行わなければなりません。

箇条 7 支援

7.1 変更はありません。

7.2 文書化した情報は、これまでの「保持する retain」から「利用可能である available」に変更されました。

7.3 変更はありません。

7.4.1 文書化した情報は、これまでの「保持する」から「利用可能である」に変更されました。

7.5 変更はありません。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、コミュニケーションプロセスが従業員を EMS の継続的改善へ積極的に関与させる上で有効であることを実証するよう組織に求める必要があります。審査においては、新たな順守義務に関連する環境目標に対する認識、関与及び貢献を、内部コミュニケーションがどのように支援しているかに注意を払わなければなりません。

審査員はまた、内部及び外部コミュニケーションの双方に関する文書化した情報が入手可能であり、適切に管理されていることを検証する必要があります。この文書の記録は、EMS 内の透明性、トレーサビリティ及び説明責任の客観的な証拠を提供するものであり、EMS の範囲拡大に関連して、コミュニケーション要求事項がどのように決定され、実施され、有効性がレビューされているかを示すものでなければなりません。

箇条 8 運用

8.1 運用の計画及び管理

「外部委託したプロセス」から、「環境マネジメントシステムの意図した成果に関連する、外部から提供されたプロセス、製品又はサービス externally provided processes, products or services that are relevant to the intended outcomes of the environmental management system」へと範囲が拡大して

います。

8.2 緊急事態への準備及び対応

文書化した情報は、これまでの「維持する maintain」から「利用可能である available」に変更されました。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、EMS の拡大された適用範囲の中で、外部から提供されるプロセス、製品及びサービスを組織がどのように管理し、影響力を行使しているかを実証することを組織に求める必要があります。したがって、審査活動では、従来型の請負者に対する監督の枠を超え、環境パフォーマンスへの配慮がサプライチェーンのパートナーに対してどのように体系的に適用されているかを評価しなければなりません。その中には、供給者の活動が、箇条 4.1 に基づき内部及び外部の課題として特定された、より広範な環境状態とどのように相互作用し得るかの評価も含まれます。審査員は、環境要求事項が調達プロセス、供給者評価の基準、供給者の継続的な監視及びマネジメントに、どのように統合されているかを示す証拠を確認しなければなりません。

さらに、審査員は、潜在的な緊急事態に対応して実施された処置が、箇条 6.1.2 に従って実施された事前の計画策定活動と明確に関連付けられていることを検証する必要があります。これには、緊急事態への準備及び対応の取決めが、単に事後対応ではなく、特定された環境側面及びリスクに基づいていることを確認することが含まれます。審査員は、これらの取り決めが、確立され、実施され、レビューされ、必要に応じて試験され、維持されていることを示す文書化した情報を求める必要があり、それによって EMS 内での有効な備え及び対応が確保されます。

箇条 9 パフォーマンス評価

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.1 反復を避けるため、第1段落が削除されました。文書化した情報は、「保持する」から「利用可能」に置き換えられています。

9.1.2 文書化した情報は、「保持」から「利用可能」に置き換えられています。

9.2 内部監査

9.2.1 変更はありません。

9.2.2 小項目 (a) には、内部監査に「監査目的を定める」ことが追加されました。監査プログラムは、文書化した情報として提供することが求められるようになりました。文書化した情報は、「保持する」から「利用可能」に置き換えられています。

9.3 マネジメントレビュー

文章に若干の変更を加えたうえで、3つの細分箇条 (9.3.1、9.3.2、9.3.3) を含むように再構成されました。マネジメントレビューのインプット (9.3.2) では、「～を考慮 (consideration of)」が削除されました。文書化した情報は、これまでの「保持」に代わって、現在は「利用可能」に変更されています (9.3.3)。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、監査範囲及び監査基準に加えて、個々の内部監査ごとに監査目的が定義され文書化されるよう、内部監査プロセスが更新されていることを確認しなければなりません。審査にあたっては、監査プログラムによって決定された監査対象プロセスの環境上の重要性が監査目標に適切に反映されているかどうかの注意を払う必要があります。審査員はまた、内部監査プログラム自体が文書化されており、組織の環境パフォーマンス全体を考慮した、体系的な計画策定、監査の実施を実証できるか検証しなければなりません。

監査員は、マネジメントレビューのプロセスをさらに評価し、定義された目的、インプット、及びアウトプットを備えたプロセスアプローチが反映されていることを確認する必要があります。この構造は、ISO 27001 など、最近改訂された他のマネジメントシステム規格で採用されているものと一致しています。審査員は、包括的なトップレベルレビューにおいて要求されるすべてのマネジメントレビューのインプットを検討していること、そしてその結果が、リーダーシップの関与と効果的なシステムの監督を示す証拠となり、EMS の適切性、妥当性及び有効性に対処していることを実証する文書化した情報を求める必要があります。

箇条 10 改善

10.1 箇条10.3は、関連する箇条 (9、10.2) への参照とともに、箇条10.1に統合されています。

10.2 「是正処置」を「それらの (their)」の環境影響により密接に関連づけるために、表現が若干修正されています。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、環境パフォーマンスと環境マネジメントシステムの全体的な有効性に関する改善の機会が、パフォーマンス評価プロセスと是正処置の仕組みとの明確な連携を通じてどのように特定され、マネジメントされ、優先順位付けされているかを組織が実証するよう求めなければなりません。審査に際しては、監視及び測定活動、内部監査、順守評価及びマネジメントレビューから得られる情報が、どのように体系的に分析され、改善の機会を決定するために活用されているかに留意する必要があります。

審査員はまた、是正処置が単に不適合に対処するためだけに適用されるのではなく、組織全体で継続的改善を推進し、環境成果を向上させるための体系的な手段として用いられていること、実施された処置の有効性を示す文書化した情報が存在することを検証する必要があります。

5.4 附属書A

A.3 (概念の明確化) では、新しいISO 14001の要求事項本文で用いられている用語及び概念について、いくつかの明確化が追加されています。これらは、「成果 (outcome)」、「意図した成果 (intended outcome)」、「順守義務 (compliance obligations)」、「目標 (targets)」、「注記 (notes)」、「順守義務を満たす (meet compliance obligations)」、「文書化した情報 (documented information)」、「外部委託する (outsource)」及び「リスク (risk)」に関するものです。

➤ EMS 審査員にとってどのような意味合いがあるのか

審査員は、規格に定められた要求事項の意図や方向性を解釈する際には、附属書を指針として用いることが望まれます。特に、附属書の A.3 は、組織が主要な概念をどのように理解し適用しているかを評価する際には考慮する必要があります。なぜなら、A.3 は誤解のリスクを低減することを意図した明確化を提供しているからです。審査の際は、組織が、改訂された用語や新たに導入された用語をそれぞれの具体的な事業運営の状況においてどのように解釈し実施しているか、そしてその理解が計画策定、管理や改善活動にどのように反映されているかに注意を払う必要があります。

また審査員は、組織が ISO 14001:2026 に準拠した環境マネジメントシステムの実施を通じて、環境マネジメントに対する体系的アプローチを採用しているかどうか、そしてそれが有害な環境影響を防

止または緩和し、有益な環境成果を高める機会の特定を効果的に支援しているかどうかを検討しなければなりません。